

令和2年度第3次補正予算

園芸産地における事業継続強化対策 (事業説明資料)

農林水産省 生産局
園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室

園芸産地における事業継続強化対策【背景】

- 近年激甚化する風水害等の自然災害への対策を加速化するため、令和2年12月11日に、達成すべき中長期的な目標、加速化・深化すべき対策の内容等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定された。
- この中で、非常時の備えが特に必要とされる一定規模以上の農業用ハウスの面積：約18,000ヘクタールを目標に、都道府県を実施主体として、非常時の対応能力向上に向けた園芸産地における事業継続計画の策定等を支援することとされた。

○園芸産地事業継続対策

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」
(令和2年12月11日閣議決定)

概要：自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援する。

また、BCPの実行に必要な体制整備及び非常時の復旧の取組実証等を支援する。

達成目標：約18,000ha（令和7年度）

実施主体：都道府県

◆目標設定と推進方策

- 施設面積が一定規模以上のハウスでは、家族労働のほかに雇用労働の活用、環境制御等のハウス内部設備の利用などが進んでおり、事業が高度化。

その反面、災害発生時のハウス損壊、設備の機能停止、人手不足による復旧の遅れなどの影響が大きく、通常の農業生産が長期に渡って困難になる恐れがあるため、非常時の備えが特に重要。



- このため、我が国の農業用ハウスの設置面積約4万2千haのうち、一定規模以上の農業用ハウス（全体の約4割＝18,000ha）を対象に対策を実施。

→ 各都道府県で、事業継続の推進計画を策定して全国で対策を実施



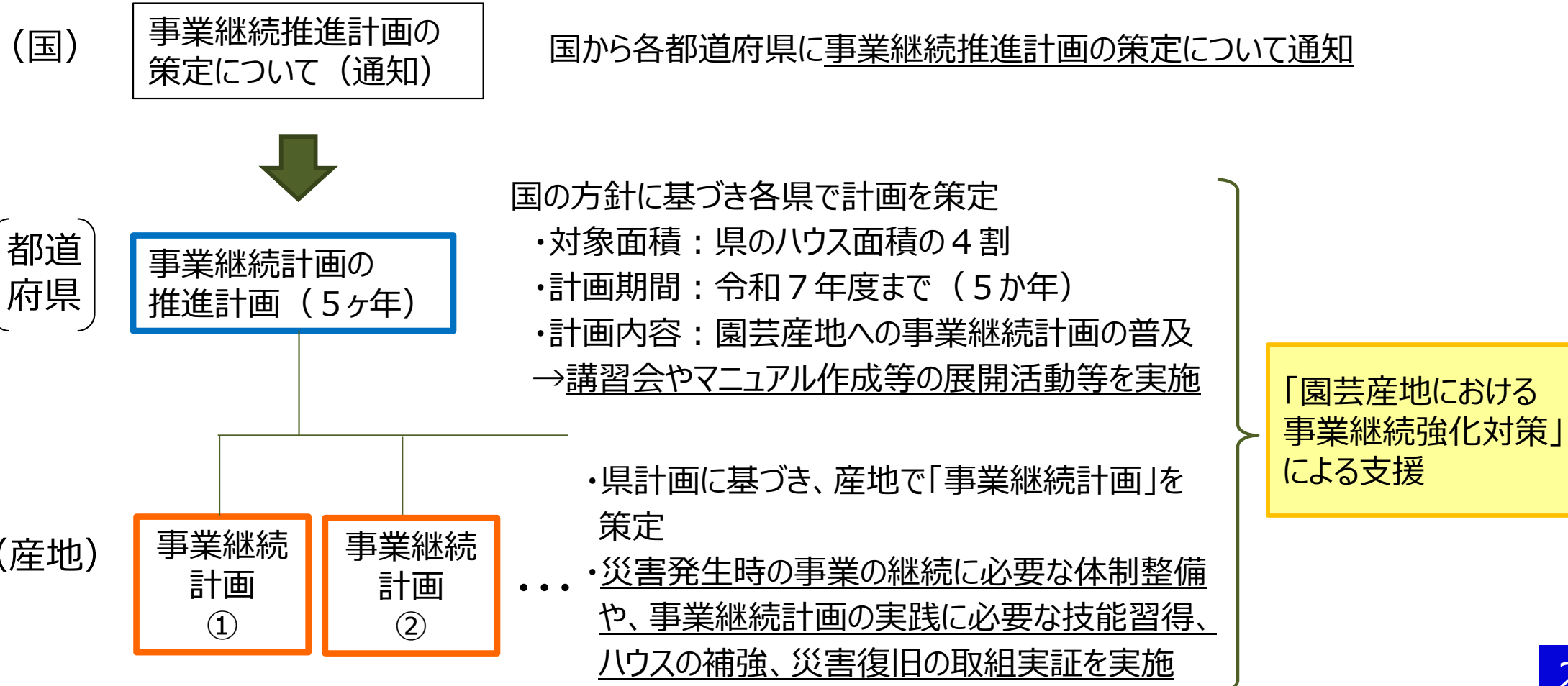
経営規模が50a以上の施設
≡雇用労働力を活用した
一定規模以上の経営体
全体の約4割

園芸産地における事業継続推進計画【内容】

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、園芸産地の非常時の対応能力の向上に向けて、園芸産地で事業継続計画の策定と対策を進めて行くための「推進計画」を各都道府県で策定。

「園芸産地における事業継続推進計画」の内容

各都道府県で事業継続推進計画を策定し、農業用ハウス面積の4割を目標に対策を実施



<対策のポイント>

自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた**複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援**します。また、**BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な取組を支援**します。

<事業目標>

全国の非常時の備えが必要な施設園芸等の産地において、BCPの策定とBCPに基づく対策を実施し、非常時の対応能力を向上 [令和7年度まで]

<事業の内容>

産地の生産部会等の単位で**複数農業者による共同の事業継続計画（BCP）を策定し、計画に基づく事業の継続や非常時の早期復旧に必要な体制整備、BCPの実践に必要な技能習得、ハウスの補強、非常時の復旧の取組実証等を支援**します。

<事業イメージ>

台風・地震等の自然災害によって通常の農業生産が困難になるおそれ



・業務継続のため、地域の関係者が連携する体制を整備しておくことが重要
→産地での事業継続計画の策定と実践を加速化

【支援内容】

○ 産地単位や法人グループ単位で業務継続計画を検討・策定



BCPの実践に必要な取組を支援



非常時の協力体制の構築



ハウス自力施工研修など技能習得



ハウスの補強



非常用電源の共同利用

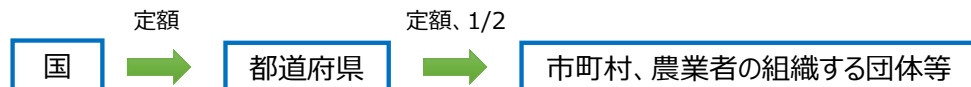


自力施工体制の活用等による災害復旧の取組実証

1. 産地等における取組【補助率：定額、1/2】

- ① 事業継続計画の検討、策定
- ② 非常時の協力体制（従事者の融通等）の構築
- ③ 災害に備えた自力施工技能習得、復旧体制の整備
- ④ 災害に備えたハウスの補強、防風ネットの設置
- ⑤ 停電時の被害防止に必要な非常用電源や大雪によるハウス倒壊を防ぐ融雪装置等の導入
- ⑥ 事業継続計画に基づく災害復旧の取組実証

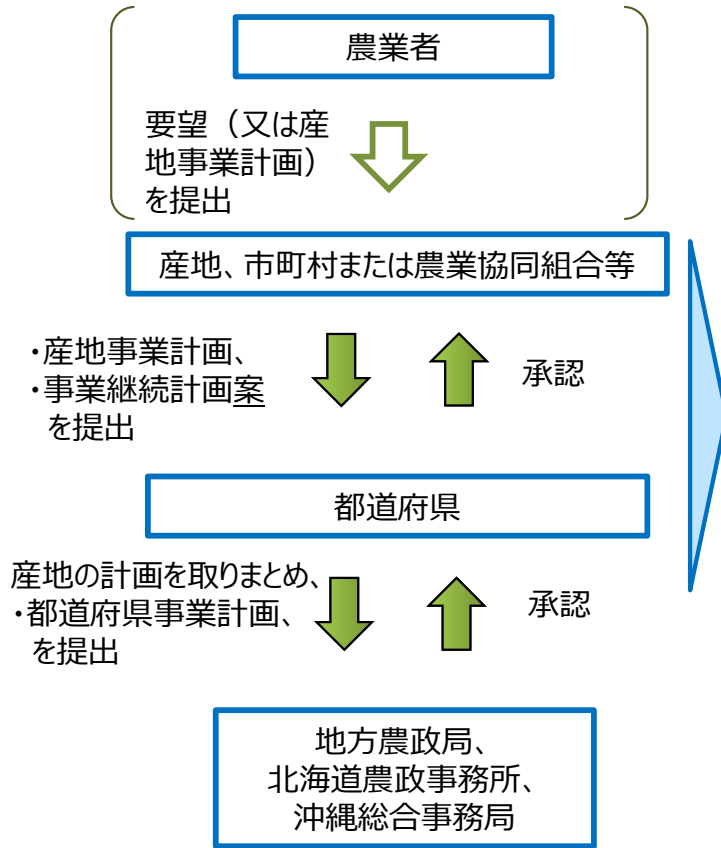
<事業の流れ>



【事業内容】

<事業執行の流れ>

①事業申請



※産地等で作成した「事業継続計画案」は、事業実施1の中で最終的に策定する。

②事業実施

1 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備 【補助率：定額】

- 事業継続計画策定に向けた検討会の開催
- 非常時の協力体制整備に向けた検討会の開催
- 事業継続計画の推進に向けた講習会の開催及びマニュアル作成



検討会の開催

2 事業継続計画の実践

(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証 【補助率：定額】

- 農業者自らがハウスの補強や復旧を行うための自力施工講習会の開催
- 技能習得のために外部で行われる研修会等の受講
- 災害による被害が生じた後に、協力体制や自力施工の技術を活用してハウスの復旧を行う実証の取組



災害復旧の取組実証

(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策 【補助率：1/2】

【対象：今後10年以上の利用が見込まれるハウス】

台風・大雪等によるハウスへの被害を軽減するための

- ハウス本体の補強（筋交い直管、タイバー、斜材、中柱等）
- 防風ネットの設置
- 耐候性を発揮させるための融雪装置等
- 停電時の機能維持のための非常用電源の導入（共同利用に限る）



ハウスの補強



防風ネットの設置

【取組主体】

都道府県、市町村、農業協同組合、
地域農業再生協議会、
農業者の組織する団体等

【補助対象要件】

- ・都道府県が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組であること。
- ・「2（2）既存ハウスの補強等の被害防止対策」の取組については、以下の全てを満たすこと。
 - ① 1の取組を併せて実施していること
 - ② 個々の経営体で事業継続計画を策定すること
 - ③ 取組対象者は収入保険に加入すること
 - ④ 対象施設が園芸施設共済又は民間保険に加入すること

園芸産地における事業継続強化対策 活用例①（講習会や復旧実証等）

○「園芸産地における事業継続強化対策」においては、各都道府県で策定された「園芸産地における事業継続推進計画」に基づく、以下の取組を支援。

1（主に産地の取組）事業継続計画の検討会の開催や策定、非常時の協力体制を整備するための検討会の開催を支援。

（主に都道府県や市町村、JAの取組）事業継続計画の推進に向けた講習会の実施や事業継続計画の策定に向けたマニュアルの作成と配布について支援。

※対象経費：会場借上げ費、外部講師派遣費、資料等印刷費、協力員に対する謝金等（補助率：定額）

2（1）自力施工講習会の開催や、自力施工技能を習得するために受ける外部の研修の受講費について支援。また、災害による被害が生じた後に、協力体制や自力施工の技術を活用してハウスの復旧を行う実証の取組を支援。

※対象経費：研修に参加するための受講費、会場借上げ費、災害復旧実証にかかる経費等（補助率：定額）

2（2）補強の取組として、強風や積雪対策に有効な既存ハウスへのパイプの追加等の補強や、防風ネット等の設置等、非常用電源の共同利用にかかる費用を支援。

※資材費や、業者が施工する場合の経費等を支援（補助率：2分の1以内）。融雪装置等の設置も支援対象。



事業継続計画策定講習会



自力施工講習会



災害復旧の取組実証



マニュアルの作成・配布

園芸産地における事業継続強化対策 活用例②（補強等）

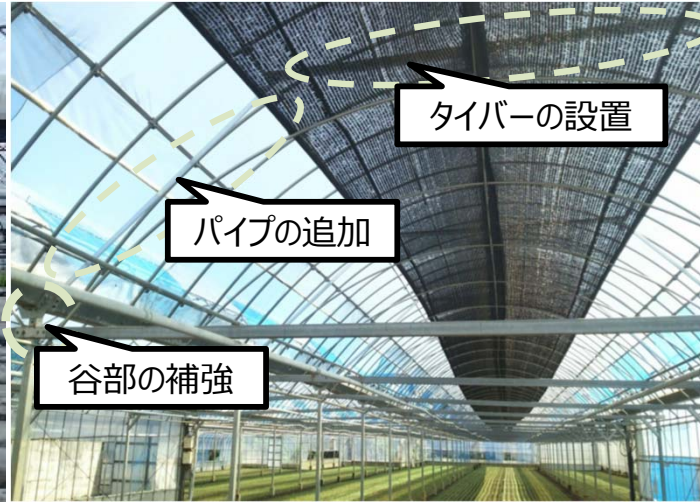
既存ハウスの補強等の被害防止対策

ハウスの補強

水平梁（陸梁）の設置



アーチや谷部の補強



タイバーの設置による補強



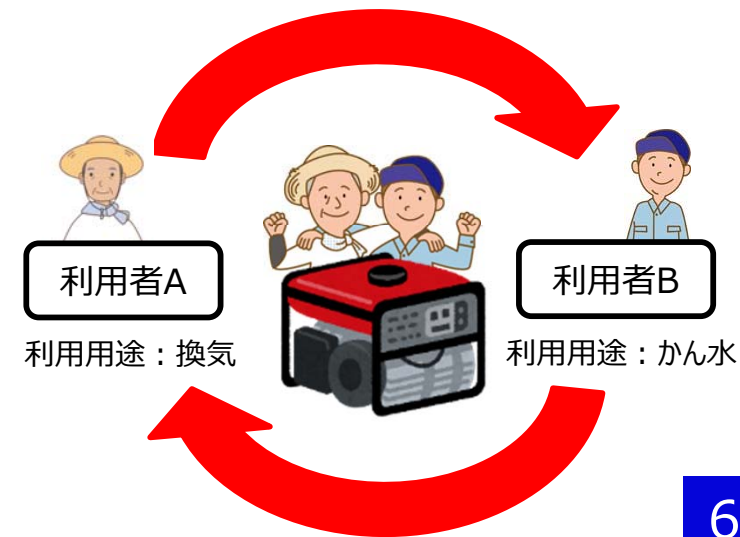
側面の補強（強風対策）



防風ネットの設置



非常用電源の共同利用



(参考) 補助対象となるハウス補強や保守管理の例

<補強>

- ① 筋交いや方丈による補強
- ② タイバーや X 型の斜材による補強
- ③ 根がらみによる補強
- ④ 中柱による補強
- ⑤ 妻面等へのパイプの追加
- ⑥ 引っ張り資材、支え棒の追加
- ⑦ 防風のためのネット等の設置
- ⑧ 融雪装置※1の導入(大雪対策)
- ⑨ 加温装置※1の導入(大雪対策)
- ⑩ 非常用電源※1,2の導入(停電対策)
- ⑪ 防水シートの設置

※1 既存の装置の更新は対象外

※2 共同利用を必須とする

<保守管理>

- ① 老朽化した留め金具の交換
- ② パイプのサビ取り、サビ止め
- ③ フィルム破れのテープによる補修

※ 既存のフィルムの張り替えやパイプ等の交換は対象外

※ 台風や大雪の前に切断したフィルムの復旧は対象外